

「こどものえき」設置事業実施要綱

(目的)

第1 この事業は、子育て家庭が子どもを連れて安心して出かけやすい環境づくりを進め、地域全体で子育てを支援する気運の醸成を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、「こどものえき」とは、秋田県内に所在する公共施設や店舗等で、日常的に不特定多数の者が利用し、かつ、次の(1)から(3)のいずれか二つ以上の設備が設置されており、原則として開館又は営業時間中は、希望する者が無料でその設備を利用できるものをいう。

ただし、遊興飲食させる店舗や風俗店、射幸心を煽る娯楽業に係る施設その他本事業の目的に照らし知事が適当でないとする施設を除く。

(1) おむつ交換台

おむつ交換が容易にできるベビーベッド、折りたたみ式ベビーシート等の設備であること。

(2) ベビーキープ

トイレ内等で子どもが安全に座れる椅子であること。

(3) 授乳場所

壁やパーテーション等で仕切られたスペースなど、利用者が外部の目を気にせずに授乳ができるものであること。

2 「こどものえき」の設置に当たっては、前項各号に定める設備のほか、子育て家庭が子どもを連れて安心して出かけやすい環境づくりに資すると認められる設備等の設置に努めるものとする。

(「こどものえき」の認定)

第3 「こどものえき」の認定を受けようとする者は、認定申込書(認定様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申込みを受けたときは、内容を確認し、適当と認めるときは、これを認定するものとする。

3 認定された施設(以下「認定施設」という。)は、県のホームページ等に掲載するものとする。

(「こどものえき」の運営管理)

第4 認定施設の代表者は、自己の責任において、「こどものえき」の運営管理に当たるものとし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 運営管理の責任者を置くこと。

(2) 出入口をはじめ、認定施設の内外において、設備等の場所を案内するよう配慮すること。

(3) 認定施設の利用に係る安全の確保について、十分に配慮すること。

2 運営管理の責任者は、安全管理及び衛生管理の観点から、次に掲げる事項に努め

るものとする。

- (1) 換気、保温、清掃等、清潔で良好な状態の維持
 - (2) 事故や盗難防止等の安全管理
 - (3) 不審者の侵入等の防止
- 3 「こどものえき」の設備は、認定施設の代表者が自己の責任において提供するものとし、その提供は施設ごとに認定申込書に記載された日時とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合等は、運営管理の責任者の判断で、「こどものえき」の設備を提供しないことができるものとする。

(標示)

- 第5 認定施設は、「こどものえき」であることを標示する看板等を、利用者の目につきやすい場所に適切な大きさと設置するものとする。
- 2 看板等は、県が商標登録したデザインを使用するものとし、デザインの変更は認めない。ただし、事前に知事に協議し、承認を得た場合はこの限りではない。
- 3 看板等の掲示及び管理は、運営管理の責任者が行うものとする。

(変更・廃止の届出)

- 第6 認定施設の代表者は、認定された内容に変更が生じるとき又は廃止しようとするときは、あらかじめ内容変更・廃止届（認定様式第2号）を知事に提出するものとする。

(認定施設を営む者の遵守事項)

- 第7 認定施設の代表者及び運営管理の責任者（以下「認定施設を営む者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 認定を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (2) 「こどものえき」の商標の使用は、認定施設に限ること。
 - (3) その他知事の指示に従うこと。

(認定の取り消し)

- 第8 知事は、認定施設を営む者又は認定施設が法令に違反したとき、その他認定施設として適当でなくなつたと認めるときは、認定を取り消すことができる。

(その他)

- 第9 この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要綱は、平成23年4月28日から施行する。

(一部改正)

この要綱は、平成23年7月20日から施行する。

(一部改正)

この要綱は、令和3年1月12日から施行する。

(一部改正)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。